

令和7年1月改定



東京都立光明学園



感染症対策ガイドライン

保存版

日常的な感染症対応

～ 教員 ～

- 児童・生徒の登校時の検温
- 換気や加湿等、教室環境の調整
- 出勤時
→ 着替え・手洗い・うがいの徹底
- 自身の体調管理
- 症状がある場合は勤務を自粛
- インフルエンザの予防接種等
(アレルギー等ない場合)

～ 家庭 ～

- 感染症流行期間
→ 検温等、登校前の健康観察の充実
- 連絡帳を通して、学校との情報共有
- 「体調がいつもと違う」とき
→ 登校またはスクールバス乗車の見合わせ

個人への対応は？

発熱の目安：平熱+0.5℃以上で微熱

平熱+1.0℃以上で発熱

微熱・
発熱あり

別室で経過観察
+
お迎え要請

発熱なし

教室へ復帰

※下痢・嘔吐等の症状と合わせて総合的に観察し、対応を検討する。
※発熱の状況により必要があれば、家庭への一報を早めに入れることもある。

集団への対応は？

感染源との接触の
最小限化
(別室対応等)

校内の活動体制を検討
(行事への参加等)

感染拡大防止

環境整備を実施
(換気・消毒等)

他に症状のある
児童・生徒・教職員の
有無を確認

※下痢・嘔吐等により汚染した衣服等は、感染症拡大防止の観点から、学校では洗わず、袋に入れて持ち帰る。

感染症発生時の対応



① 家庭からの連絡を受け、

学校保健委員会を開催

保護者からの連絡

個別
情報

病原体
情報

学校医
の助言

対応内容の検討

◎ 家庭から聞き取る内容

- ・ 診断名
- ・ 発症日
- ・ 医師の診断日
- ※必要時
- ・ 医師の出席停止の指示の有無
(学校感染症第3種等)

② 基準に沿って、情報提供(文書配布・全校配信)を実施

	文書 紙面配布	さくら 連絡網
学園内での1人目発生時	×	○
学園内で続けての発生時 ※接触の有無にかかわらず同じ対応	×	○
学校教育活動にかかわる事案発生時	○	○

○：お知らせあり ×：お知らせなし

※原則、全校に対するお知らせには、部門・学部・学年・グループ・バスコースを状況に応じて記載する。

※お知らせの範囲や方法については、その都度、学校保健委員会等で検討する。

※感染症流行期間においては、状況に応じて臨時のさくら連絡網にて学園内の感染症罹患状況を定期的に配信する。

※長期休業期間や長期間学校に登校ができていない学園生の感染症発生については、潜伏期間を考慮して原則さくら連絡網は流さない。

③ 学園内及び家庭にて、感染症の拡大防止策を実施

学園内

1. 該当者の検温及び体調確認
2. 学園内行事への参加の調整
3. 続発者がある場合は、上記①にて対応を再検討

家庭

1. 健康観察及び登校前の検温の徹底
2. 発熱・疑わしい症状がある場合は、早めの受診等

cf. 学校間交流の際の対応

光明学園での対応

- ・ マスクを着用

- ・ 交流校の流行状況を事前に確認

交流校への対応

- ・ 咳等症状のある児童・生徒はマスクを着用

- ・ 手指消毒実施

- ・ 流行状況を把握し本校へ情報提供

感染症対応 ～ 知識編 ～

感染症予防の原則

感染源対策

感染経路対策

感受性対策

＜感染源対策＞感染期と潜伏期を考慮、出席停止等、食材等の扱い
 ＜感染経路対策＞手洗い・うがい、マスク着用、環境整備等
 ＜感受性対策＞予防接種の励行等

感染症拡大防止の原則

媒介者とならない

感染を広げない

感染者とならない

＜本校の児童・生徒の現状＞

- ・感染症の罹患で重篤化する可能性がある。
- ・免疫抑制剤を飲んでいる場合がある。
- ・予防接種が打てない場合がある。

学校感染症の一覧

※学校保健安全法施行規則に基づく種類と出席停止基準

第一種	本校の 登校許可書	
	要提出	
第一種	エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、特定鳥インフルエンザ等	治癒するまで出席停止。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(乳幼児は3日)を経過するまで出席停止。
	百日咳	特有の咳が消失する、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで出席停止。
	麻疹	解熱後3日を経過するまで出席停止。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、下顎腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで出席停止。
	風疹	発疹が消失するまで出席停止。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで出席停止。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで出席停止。
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止。
	髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止。
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ等 その他の感染症(アタマジラミ症、感染性胃腸炎、肺炎球菌感染症、手足口病等、RSウイルス、アデノウィルス、感染拡大が懸念される感染症)	出席停止となる場合のみ 要提出
		学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止。

出席停止期間の数え方

出席停止の日数の数え方は、その現象が見られた日(発熱した日等)は算定せず、その翌日を第1日とする。

(例)「解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	出席可能

※咳や発熱等の症状がある期間だけ排菌するのではなく、症状がなくても排菌する感染症もある。

登校・訪問授業再開届について

出席停止後の登校再開時は、「登校・訪問授業再開届」(医師診断のもと保護者記入)を学校へ必ず提出する。

***R7年度よりロゴフォームにて提出する**

●左記の学校感染症の診断を受けたら

- 医療機関にて診断を受けた病院名、感染症名、出席停止期間の記入
- 登校再開日に提出

*本校ホームページにリンクを掲載

FAQ

インフルエンザ(第2種)と診断されたら?

児童・生徒：1. 家庭から学校へ連絡
 2. 学校より以下の内容を聞き取り
 ①A型かB型か ②発症(発熱)日
 ③診断日 ④加療の状況
 3. 登校再開日に、「登校・訪問授業再開許可書」を提出
 教職員：医療機関にて医師の指示を仰ぎ、それに従い出勤を自粛する。
家族が罹患
 →本人に症状がない場合、マスクを着用し出勤可能
 →体制が整えば、児童・生徒と接しない方法で勤務
 →食事介助はできるだけ避ける

※発熱の24時間前から感染力がある。

感染性胃腸炎(ノロウイルス等)(第3種)と診断されたら?

児童・生徒：1. 出席停止の有無にかかわらず、家庭から学校へ連絡
 2. 学校より以下の内容を聞き取り
 ①発症日(発熱・下痢・嘔吐等)
 ②診断日 ③加療の状況 ④出席停止の指示の有無 等
 3. 医師の診断または学校医の指導により出席停止となる場合がある。
出席停止の場合
 →医師に出席停止期間を確認し、「登校・訪問授業再開許可書」を提出
 教職員：本人及び家族の罹患のいずれの場合も、「インフルエンザ」に準じる。
 加えて、本人が罹患の場合は、食事介助は避け、自身の食事は給食指導と同時にしない。

児童・生徒の家族が罹患した場合の

登校時の注意点は?

本人に、罹患した家族と同様の症状がなければ、可能であればマスク着用、登校前の検温等の健康観察を確実に行ったうえで登校可能。

家庭では：スクールバス乗車の見合わせ

学校では：必要に応じて

- ①こまめな検温
- ②指導者の固定
- ③特別教室やトイレ等の使用制限